札幌北区社会保障推進協議会

草の根

札幌北区社保協ニュース

発　　行　北区社保協事務局
連 絡 先　762-9085
　　勤医協北区ぽぷらクリニック
発行責任者　戸田輝夫

NO７

2008年3月13日発行

生活保護は最後のセーフティネット　貧困なくすため違法運用をなくせ

「11年間で８６７人」何の数字かわかりますか。日本の餓死者の数だそうです。厚生労働省の調査で、死亡診断書に「餓死」と記載されたものを集計したものです。死亡診断書には別の病名がかかれる場合が多く氷山の一角とも言われています。テレビを見れば「大食い番組」があふれているのと反面、巷には悲惨な人生があるようです。

この国の最後の命の拠り所としての「生活保護」行政も北九州市での「生活保護打ち切り」で餓死した事件がありました。「おにぎりが食べたい」手帳にそう記されていたそうです。「風呂は週１回、シャワーですます」「１日に１食のときもある」「会費がかかるので老人会にもでられない」。生活と健康を守る会連合会が行った生活保護世帯アンケートに寄せられた声だ。老齢加算の廃止、母子加算の削減・廃止でギリギリの生活を余儀なくされている。また、各地で生活保護の抑制・排除に結びつく人権侵害が横行している。違法な「窓口規制」はあってはならない。

最低生活保障の原理　無差別平等の原理

生活保護法の原則は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することである。

また、生活に困窮しているかどうかだけに着目して無差別平等に実施しなければならない。

申請は必ず受理しなければならず、調査・審査により可否を決定することになっている。しかし、実際には福祉事務所において、申請させず追い返すという明らかな違法行為が横行している。

補足性の原理

生活保護の他に方策があればそれを優先するが、それでも最低生活を下回っていれば、その差額は生活保護として支給される。

年金を活用してもなおかつ不足すれば生活保護を受けられる。たとえ働くことができても、所得が一定水準以下の人は生活保護が受けられる。母子家庭、自己破産者、ワーキングプア、年金生活者の場合、利用できる人が多いはずだ。

最低賃金が生活保護費を下回る地域も多いことから、最賃と生活保護基準の関係が議論されているが、低すぎる最賃を引き上げるべきで、最賃にあわせて生活保護基準を引下げるのはおかしい。

「水際」で申請拒否

捕捉率というのは要保護者のうち実際に保護を受けている人の比率。欧米は少なくとも50％以上（ドイツ70％、イギリス90％）。日本の捕捉率は約15％といわれ、あとの85％の人は、違法な窓口規制や受給要件の厳しさ、屈辱感などによって、最低限の保護を受けられていない。窓口には申請書を置かず、制度を紹介するパンフもない。日本政府は捕捉率の調査さえしていない。ちゃんと調査して捕捉率を高めるよう努力するべきだ。生活に困っている人がきちんと保護を受けられる制度として運用されるよう、違法な対応を許してはならない。

窓口での対応例	生活保護法の趣旨
まだ働ける年齢だから生活保護は受けられない	稼働能力があっても、就職活動をしても就職できない場合は、保護の要件に欠けるところはない。
親族に面倒を見てもらいなさい	保護の要件ではなく、親族から援助がされたとき収入として認定されるだけ。無理な援助は必要ない。
持ち家を処分しなさい	厚生労働省通達でも、処分価値が著しく高い場合を除いて居住用不動産の保有は認められている
家賃が高すぎるからダメ	住宅扶助費の上限を超える部分が支給されないだけ。
借金があるとダメ	借金があるからといって拒否の理由にならない。
ホームレスだから保護は受けられない	居住の事実を把握するのは役所の義務。住民票がないことは理由にならない。

こぶし座の楽しい芸能

０８年　春の公演

●と　き　3月16日（日）午後2時
●ところ　プラザ新琴似（新琴似7条4丁目1-3）
●主　催　こぶし座応援団
●チケット　大人1．500円　小中高800円
●御問合せ　（札幌北・石狩健康友の会）
連絡先　762－9085

後期高齢者医療制度を中止させよう！

あなたの保険料を計算してみましょう

福田内閣が４月から後期高齢者医療制度の実施を強行しようとしていることに、怒りと抗議の声が広がっています。

世界に類ない医療制度

後期高齢者医療制度は２００６年６月に、「医療構造改革」の名で小泉内閣と自民、公明が強行しました。７５歳以上の人を機械的に「後期」高齢者として現在の医療保険から追い出し、負担増と治療制限を強いる仕組みに囲い込むという世界に類のない差別医療制度です。７５歳以上の人口比率が高まった場合も、後期高齢者の医療給付が増えた場合も、保険料の負担が増える過酷な制度です。

年金が月１万５千円以上の人から保険料を天引きする強制徴収は、高齢者のくらしを直接脅かします。まして事のついでに６５歳以上の高齢者の国民健康保険料も、年金から天引きすることには何の道理もありません。すでに６５歳以上の高齢者は年金から介護保険料を天引きされています。

後期高齢者医療制度に自動的に移される６５歳以上の重度障害者にも不安が広がっています。本人が申請すれば現行制度にとどまることができますが、その場合、自治体によっては障害者の医療費助成制度の対象からはずされてしまいます。自治体にいままでどおりの助成を続けさせる必要があると同時に、問題だらけの後期高齢者医療制度そのものを中止に追い込むことが重要です。

「痛み感じてもらう」

あえて差別制度を導入するのはなぜか。厚労省の担当者は、「医療費が際限なく上がっていく痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにした」と説明しています。

厚労省の社会保障審議会では病院でのみとりには金がかかると議論し、特別部会報告では「後期高齢者の心身の特性」として「いずれ避けることができない死を迎える」とまとめています。厚労省の課長は講演で「家で死ねっていうこと。病院に連れてくるな」と発言しました。「いずれ死ぬ」のだからと別枠の制度に囲い込んで医療を抑制するとともに、療養病床の大幅削減と軌を一にして終末期の高齢者を病院から追い出し、医療費を削減する。あまりにも卑劣な高齢者いじめです。

こんな制度は撤回させ、廃止するしかありません。